

## ご注意ください！

# 平成30年1月から、国家公務員法に基づく再就職の届出で記載する事項が増えます

※国家公務員法の再就職の届出の義務については、別紙参照

### <従前からの届出記載事項>

- 氏名
- 生年月日 (注)公表する際は「離職時の年齢」として公表
- 離職時の官職(又は届出時の官職)
- 再就職の約束をした日
- 離職日(又は離職予定日)
- 再就職日(又は再就職予定日)
- 再就職先の名称
- 再就職先の業務内容
- 再就職先における地位
- 求職の承認の有無
- 官民人材交流センターによる離職後の就職の援助の有無

【公表事項】  
(注)



平成30年1月以降は、以下の事項についても、記載することが必要になります。

- 離職前の求職開始日(又は再就職の約束前の求職開始日)【公表事項】  
※「求職開始日」は、以下の①～③のいずれか早い日です。
  - ① 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
  - ② 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
  - ③ 再就職先に対し、最初に再就職先の地位に就くことを要求した日
- 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況・職務内容【公表事項】
- 再就職先の連絡先【公表なし】
- 官民人材交流センターの援助以外の離職後の就職の援助の有無、援助があった場合には、当該援助を行った者の氏名又は名称、当該援助の内容【公表なし】

## 国家公務員法の再就職の届出の義務

### ◆ 在職中の約束の届出

職員(役職を問わずすべての者)は、在職中に営利企業又は非営利団体への再就職の約束をした場合には、所定の様式で、届出を行う必要があります。(約束をした日から1週間以内を目安に提出)

### ◆ 離職後の事前届出

管理職職員であったことがある国家公務員OBは、離職後2年間、独立行政法人などの国と密接な関係のある法人に役員等として再就職することとなった場合には、所定の様式で、届出を行う必要があります。(再就職日より前に提出)

### ◆ 離職後の事後届出

管理職職員であったことがある国家公務員OBは、離職後2年間、再就職した場合(国と密接な関係のある法人以外)には、所定の様式で、届出を行う必要があります。なお、企業・団体への再就職だけでなく、自営業や自由業に就いた場合も届出が必要です。(再就職日から1か月以内を目安に提出)

#### 【届出義務に違反した場合】

- 職員は懲戒処分の対象、OBは10万円以下の過料の対象

**再就職規制や再就職の届出の義務について、くわしくは、内閣人事局のウェブサイトに掲載しているパンフレット『国家公務員が知っておかなければならない「再就職に関する規制」と「再就職情報の届出制度」』をご覧ください。**

- 内閣人事局ウェブサイト

- ・ホームページ

- 「内閣人事局」で検索

- ・退職管理・再就職等規制

- 「内閣人事局」+「再就職」で検索

- または

- 内閣人事局のホームページから「国家公務員の人事行政」を

- クリックし、さらに「退職管理・再就職等規制」をクリック

**再就職等監視委員会も、ウェブサイトで再就職規制に関する情報提供をしています。**